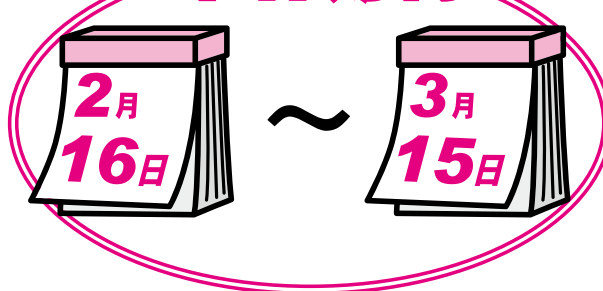


始まります 所得税確定申告、町・県民税申告

平成 23 年分の所得税確定申告と町・県民税申告の受付が 2 月 16 日から始まります。申告は、税金を納めるためだけに必要と思われがちですが、払い過ぎた税金が戻るケースもあります。

事業経営者はもちろん、年金受給者やサラリーマンも対象となる場合もありますので、正しい申告をお願いします。

申告期間



確定申告とは

自らの税額を計算して、
税務署などに申告することです。

税金には所得税・消費税・固定資産税など、さまざまな種類があり、わたしたちにはこれらを納付する義務があります。

この中で、所得税については 1 年間に得たすべての所得を計算し、申告・納税しなければなりません。この手続きのことを確定申告といいます。

確定申告では、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日の間に得た所得を計算し、納税額を確定させますが、あらかじめ源泉徴収という形で税金を徴収されている場合や、予定納税という形で税金を前払いしている場合もあります。

確定申告は税金を計算し、納めた税金との精算の手続きという意味合いもあります。

注 確定申告をするかしないかは、申告者自らが判断して申告納付することになっています。
もし、申告が必要な方が申告をしなかった場合には、後日税務署による税務調査が行われ、無申告や過少申告の場合には、罰則が課せられることもあります。

申告が必要な方

所得税確定申告

- 事業をしている方、不動産収入がある方、土地や建物を売った方などで、平成 23 年中の所得の合計額が基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える方
- 給与所得者で、次の①～③に当てはまる方
 - ①給与収入額が 2 千万円を超える方
 - ②給与所得や退職所得以外の所得金額が 20 万円を超える方
 - ③2 か所以上から給与などを受けている方
- 公的年金収入額が 400 万円を超える方や、公的年金以外の所得が 20 万円を超える方

町・県民税申告

平成 24 年 1 月 1 日現在、若狭町にお住まいの方。ただし、次の方は申告をする必要がありません。

- 税務署へ所得税の確定申告を提出される方（確定申告書は町・県民税申告書を兼ねる）
- 平成 23 年中の所得が給与所得の方だけで、かつ、年末調整を済ませている方（給与支払報告書の提出があった方に限る）
- 公的年金収入のみで、各種控除を受けなくても税金のかからない方

● 申告・相談日程

申告を円滑に進めるため集落別に申告を受け付けています。

(該当する日に都合がつかない場合は、他の日程にお越しください)

三方会場：役場三方庁舎 2 階第 1 会議室

受付時間：9:00～11:30、13:00～16:30

上中会場：役場上中庁舎 2 階第 1 会議室

受付時間：9:00～11:30、13:00～16:30

月日	対象集落
2/16(木)	倉見、白屋、成願寺、上野
2/17(金)	能登野、横渡、井崎
2/22(水)	高岸、岩屋、田上、東黒田 税理士指導日
2/23(木)	相田、藤井、南前川 税理士指導日
2/28(火)	佐古、田名、向笠、三方 税理士指導日
2/29(水)	北前川、鳥浜
3/ 5(月)	館川、気山、上瀬
3/ 6(火)	成出、田井野、梅ヶ原、田立、別庄、世久津、伊良積、北庄
3/ 9(金)	9:00～11:30 [西田公民館]
	13:00～16:30 [若狭三方漁協本所]
	海山、世久見、食見、塩坂越 遊子、小川、神子、常神
3/12(月)	予備日
3/15(木)	予備日

月日	対象集落
2/20(月)	大鳥羽、上黒田、麻生野、海士坂、三生野、無悪
2/21(火)	三田、小原、南、山内、持田、長江、朝霧
2/24(金)	末野、安賀里、下タ中、有田、下吉田 税理士指導日
2/27(月)	上吉田、脇袋、瓜生、関、若葉、サン・コーポラス瓜生 税理士指導日
3/ 1(木)	グリーンハイツ、熊川、新道、河内、せせらぎ
3/ 2(金)	飯屋、若王子、三宅、市場、井ノ口
3/ 7(水)	天徳寺、神谷、日笠、あじさい団地
3/ 8(木)	杉山、堤、兼田、武生、玉置、上野木、中野木、下野木
3/13(火)	予備日
3/14(水)	予備日

税理士指導日 …税理士が確定申告のお手伝いをします。e-Tax の利用方法や、新規住宅取得控除、株式の譲渡所得などがある方は、集落日程表に関わらず税理士指導日をご利用ください。

● 申告に必要なもの

☒ 申告へ出かける前にチェック

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ☐ 印鑑 ☐ 給与所得者は「給与所得の源泉徴収票」 ☐ 公的年金受給者は「公的年金等の源泉徴収票」 ☐ 生命保険料や地震保険料などの支払金額証明書（年末調整での源泉徴収票記載分は不要） ☐ 国民年金保険料、国民年金基金の支払証明書（控除証明書） ☐ 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の支払い金額が分かるもの（若狭町以外で加入支払した場合） | <ul style="list-style-type: none"> ☐ 医療費控除を受ける場合は、平成 23 年中に支払った医療費の領収書、保険などで補填された金額がわかるもの（領収書は病院や個人ごとに集計し、あらかじめ「医療費の明細書」の作成が必要） ☐ 収支内訳書（農業や営業などで収入がある人は、あらかじめ「収支内訳書」の作成が必要） ☐ 所得税還付申告をする場合は、申告者名義の還付先口座が分かるもの ☐ 障害者手帳、療育手帳など ☐ その他（申告内容により必要なもの） |
|--|--|

● その他

👉 所得の申告をしないと…

所得の申告をしないと、所得証明書を発行することができません。

所得証明書は、お金を借りるときや奨学金を受けるとき、住宅ローンを組むとき、国民年金の免除申請などに必要な場合がありますので、申告期間中に申告してください。

また、国民健康保険加入者の軽減措置見直しに伴い、平成 24 年度からは、世帯全員の申告がないと適用されません。このほか、高額医療費の自己負担額が増える場合があります。

👉 扶養控除の変更について

税制改正に伴い、平成 24 年度から町・県民税（個人住民税）の扶養控除が変更となります。

扶養区分	対象年齢	24 年度 控除額	23 年度 控除額
一般（年少）扶養親族	0～15 歳	廃止	33 万円
特定扶養親族	16～18 歳	33 万円	45 万円

なお、個人住民税の場合、非課税限度の算定などで扶養親族全員の氏名が必要となりますので、申告書に 16 歳未満の扶養親族の方の記載も忘れないようにお願いします。

👉 公的年金受給者で 確定申告が不要な方

平成 23 年分の確定申告から、公的年金等の収入金額が 400 万円以下で、かつ公的年金以外の所得金額が 20 万円以下である場合には、確定申告書の提出は不要となりました。ただし、町・県民税申告は必要です。

上記の場合でも、医療費控除や扶養控除などにより所得税の還付を受ける場合、また株式等の譲渡損失による繰越控除などには確定申告書の提出が必要です。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

👉 公的個人認証サービス 電子証明書の有効期間は **3 年**

e-Tax を利用される方は、電子証明書の有効期限を確認してください。

有効期限が切れている方で、更新を希望される場合は、下記の方法で更新手続きを行ってください。なお、失効した後でも新しい電子証明書の発行は可能です。

■更新手続きの方法

以下のものを持参のうえ、役場窓口で申請ください。

- ①更新する電子証明書が格納された住基カード
- ②本人確認のための資料（運転免許証やパスポート、写真付住基カードなど）
- ③発行手数料 500 円

👉 介護保険要介護 認定者控除について

身体障害者手帳などを所持されている方と同程度の障害がある 65 歳以上の方で、介護保険の要介護認定者は、確定申告で税法上の障害者控除を受けられる場合があります。

控除を受けるためには、あらかじめお住まいの市町村長が発行する「障害者控除の対象とする認定書」の交付を受ける必要があります。

なお、認定書は毎年必要です。

●問い合わせ
福祉課 TEL 62-2703



ネットで申告

e-Tax (国税電子申告・イータックス)



国税庁のホームページの案内にしたがって金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税（個人）の確定申告書や青色申告決算書などが作成できます。

申告書などを作成したあとは、インターネットを利用して電子申告ができるほか、印刷して提出することもできます。



e-Taxならこんなにお得!

最高4千円の税額控除

所得税の確定申告を本人の電子署名および電子証明書を付して申告期限内に e-Tax で行うと、所得税額から最高4,000円が控除されます。

(平成19年分から平成24年分の間でいずれか1回適用)

添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容（病院などの名称、支払金額など）を入力して送信することにより、提出または提示を省略することができます。

(確定申告期限から5年間は書類の提出または提示を求められることがあります)

還付金がスピーディー

e-Tax で申告された還付申告は、書面申告に比べ早期処理しています。

(3週間程度に短縮)

◎還付金とは、源泉徴収された税金や既に納めた税金の総額と比較して、税金の額が超過している場合に返されるお金のこと。

税理士が e-Tax を使った申告方法を指導します。

■指導日

【役場三方庁舎】

2月22日(水)

2月23日(木)

2月28日(火)

9:30 ~ 16:00

【役場上中庁舎】

2月24日(金)

2月27日(月)

9:30 ~ 16:00



e-Taxを利用するには

e-Tax の利用に当たっては、事前に町が発行する「住民基本台帳カード(電子証明書付)(有効期限要確認)」と「ICカードリーダー」の準備が必要です。

取得を希望される方は、役場窓口でお早めに申請してください。

また、ICカードリーダーは、家電販売店などでご購入いただけます。

e-Taxの利用時間

○ 月曜日～金曜日

8:30 ~ 21:00

(祝日などを除きます。)

☆ 平成24年1月16日(月) 8:30 から所得税の確定申告期限の3月15日(木)までは、24時間利用が可能です。

●問い合わせ

敦賀税務署 TEL 22-1010

国税庁ホームページ

確定申告

検索



暮らしのカレンダー

February 2月

日	月	火	水
			1  もの忘れ相談 9:00～17:00 三方保健センター  こころの相談室(精神・社会復帰) 13:30～15:00 三方保健センター  ストレス相談(予約制) 13:30～17:00 三方保健センター 心の病に専門家がカウンセリング 1人40分程度、予約は健康課まで
	5  断酒グループ(AA)活動日 ◆ 毎週金曜日 19:00～20:00 パレア   もっとこけない運動教室  こけない ◆ 毎週月曜日 13:45～15:15 上中庁舎 ◆ 毎週金曜日 10:00～11:30 中央公民館 ストレッチから筋トレまでの運動教室です。 1回200円で、どなたでも参加できます。		
	6	7  いきいき広場 9:00～11:00 わかば保育園  心配ごと相談 9:00～12:00 泉	8  いきいき広場 気山保育所 9:00～11:00 三宅保育所  3歳児健診 13:00～13:30 パレア  もの忘れ相談 9:00～17:00 三方保健センター
12	13	14  いきいき広場 みそみ保育所 9:00～11:00 わかば保育園  10か月児育児教室 9:30～9:40 三方保健センター  12か月児育児教室 9:30～9:40 三方保健センター  あそびにきてね 9:30～11:30 梅の里保育園  心配ごと相談 9:00～12:00 パレア  法律相談 13:00～16:00 泉  行政相談 9:00～12:00 三宅公民館  人権相談 9:00～12:00 パレア	15  すくすく学級&にこにこひろば 10:00～12:00 西田公民館  もの忘れ相談 9:00～17:00 三方保健センター
19	20  こころの相談室(精神・社会復帰) 13:30～15:00 パレア  こけない	21  いきいき広場 9:00～11:00 わかば保育園  心配ごと相談 9:00～12:00 泉  行政相談 9:00～12:00 泉	22  いきいき広場 気山保育所 9:00～11:00 三宅保育所  4か月児健診・離乳食教室 13:00～13:15 パレア  もの忘れ相談 9:00～17:00 三方保健センター
26  特定健診、肺がん・胃がん・大腸がん検診 9:00～10:00 三方保健センター	27  7か月児育児教室 9:30～9:40 パレア  こけない	28  いきいき広場 みそみ保育所 9:00～11:00 わかば保育園  こころの相談室(精神・社会復帰) 13:30～15:00 三方保健センター  あそびにきてね 9:30～11:30 岬保育所  心配ごと相談 9:00～12:00 パレア  バランスボール教室 10:00～11:00 中央公民館	29  にこにこひろば(リミック) 9:30～11:30 梅の里保育園  もの忘れ相談 9:00～17:00 三方保健センター

● 問い合わせ

- 子育て支援
 - 子育て支援室 TEL 62-2704
 - 子育て支援センター
 - 三方保健センター内 TEL45-1563
 - 梅の里保育園内 TEL46-1030
- 母子保健
 - 健康課 TEL62-2721
- 健康診査・健康づくり
 - 健康課 TEL62-2721
- 介護予防
 - 福祉課 TEL62-2703
- 各種相談
 - 社会福祉協議会 TEL62-9005
- 自主グループ活動

木

2

- 赤ちゃん広場
 - 10:00～12:00 /パレア
- にこにこ交流会
 - 9:30～11:30 梅の里保育園

金

3

- すくすく学級（節分）
 - 10:00～12:00 三方保健センター

土

4

9

- いきいき広場 中央保育所
 - 9:00～11:00 ののな保育園
- げんキッズ（子育てサークル）
 - 10:00～12:00 /パレア
- バランスボール教室
 - 13:30～14:30 歴史文化館

10

- いきいき広場 明倫保育所
 - 9:00～11:00 とばっ子保育園
- にこにこ交流会
 - 9:30～11:30 西田公民館

11

建国記念の日

16

- すこやかサロン（音と絵本）
 - 10:00～12:00 /パレア
- 1歳6か月児健診
 - 13:00～13:30 三方保健センター

17

- にこにこ交流会
 - 9:30～11:30 西田公民館

18

23

- いきいき広場 中央保育所
 - 9:00～11:00 ののな保育園
- げんキッズ（子育てサークル）
 - 10:00～12:00 三宅公民館
- 2か月スイートマザー教室
 - 9:45～10:00 /パレア
- バランスボール教室
 - 13:30～14:30 歴史文化館

24

- いきいき広場 明倫保育所
 - 9:00～11:00 とばっ子保育園
- にこにこ交流会
 - 9:30～11:30 西田公民館
- すくすく学級（手話・言語相談）
 - 10:00～11:00 三方保健センター
- 2歳児歯科検診・食の教室
 - 9:00～ 9:15 /パレア

25

もの忘れ相談

最近、「もの忘れが気になる」、「眠れない」、「やる気が出ない」と心配されている方の相談をお受けします。

来所される場合は、事前に電話でご連絡ください。電話相談は、福祉課（62-2703）・三方保健センター（45-1563）で随時受け付けています。



赤ちゃん ～Happy Birth～

（12月届出）

おなまえ	性別	保護者	集落
滝 翼ちゃん	男	典繁さん	（堤）
渡辺 汎曹ちゃん	男	高章さん	（世久見）
坪内 詩音ちゃん	女	邦彦さん	（上吉田）
大野 結子ちゃん	女	真平さん	（上瀬）
辻本 唯乃ちゃん	女	清和さん	（サカボ 瓜生）
中道 椿ちゃん	女	彰吾さん	（サカボ 瓜生）
筒井 那乃花ちゃん	女	宏行さん	（上瀬）
丸田 詩寿久ちゃん	女	紘さん	（天徳寺）



ご結婚 ～Happy Wedding～

松尾幸政さん ♥ 池田奈緒子さん （新道）



ありがとう ～thanks a lot～

◇まごころ基金

匿名1名様（若狭町）……………100,000円

◇ふるさと納税

榎本 貢 様（越前市）……………200,000円
 匿名1名様（東京都）……………100,000円
 匿名1名様（滋賀県）……………20,000円
 匿名1名様（愛知県）……………10,000円
 匿名1名様（東京都）……………50,000円
 匿名1名様（小浜市）……………50,000円



人の動き ～population～

（1月1日現在）

人 □ 16,246人（前月-43）（前年-198）
 （男7,810人 女8,436人）
 世帯数 4,946世帯（前月-4）（前年+10）



納付のお知らせ（2月）

項目	期別	納期限
固定資産税	第4期	2月29日（水）
国民健康保険税	第8期	2月29日（水）

- ★納期限までに納めましょう。
- ★集落集金の方は、区の集金日となります。
- ★口座振替の方は、残高の確認をお願いします。

若狭町
モバイルサイト



若狭町ホームページ

ふる里へ

Dear my WAKASA town

「芸術文化は愛情を育み、
努力は夢を実現させる」

■音楽に国籍や国境はない

中学生のときに、ショパンのピアノ協奏曲第2番の第2楽章を初めて聴いて、この世界に存在するとは思えないくらい的美しさに感動し、いつかこの作品をオーケストラと弾きたいと思ったのがピアニストになりたいと思ったきっかけです。

音楽には、言葉では表せない感情や思いを音で表現し、世界中の人々と共有できる魅力があるため、音楽には国籍や国境はありません。

■ピアノを通じて得たもの

コンサートは本番1回きりです。そのため、1回にかける意気込みが強くなり、度胸がつきました。また、コンディションが最悪のときでも、自分が練習してきたことを信じ、気持ちを100%音楽に馳せらせると、何か不思議な感覚になり、力が湧きあがり、とても良い演奏ができたことがありました。

もちろん辛いこともいろいろありましたが、今思えば、一つひとつが、人生の肥やしになっており、あまり辛いという感情が今は湧いてきません。あと、クラシック音楽に携わることで、ヨーロッパの皆さんが好意的に接してくださいます。

Profile

今川裕代（いまがわひろよ）
東京都在住。4歳まで若狭町鳥浜で過ごす。シュトゥットガルト国立音楽大学及びザルツブルク・モーツアルテウム国立音楽大学修士課程首席卒業。数多くの国際ピアノコンクールで入賞。その演奏は、“最も繊細で洗練された解釈芸術”、“タッチの達人”などとヨーロッパで高く評価を受けている。



現在、若狭町ふるさと大使には、5人の方に就任いただいています。
ふるさと大使の最近の活動内容や、若狭町に対するメッセージなどを紹介させていただきます。

若狭町ふるさと大使

ピアニスト 今川 裕代 氏



■東日本大震災に関して

3月13日に福島県白河市でソロリサイタルを予定していましたが、震災の影響でキャンセルとなりました。震災後は、チャリティーコンサートを開催し、キャンセルとなった白河市で先日リサイタルを開催し、収益金を白河市に寄付させていただきました。

■音楽を奏でる喜びや幸せ

芸術文化の振興は、人に対する愛情を育みます。「上手くなろう」という前に、音楽を奏でる喜びや幸せを忘れないでほしいです。一音一音に命が宿っていると思い、音楽への愛情を深めてほしいと思います。失敗を恐れずに、目指していることに心をこめて、一生懸命に努力すれば、必ず夢は実現すると思います。